

A. 私の講義の受講方法（講義の特徴）

弁理士 菅沼和弘

1. 基本コンセプト

単なる代書屋ではなく弁理士になる

例) 知財戦略をたてて、企業、ひいては日本国を率いていく軍師たる弁理士になる

- ・ 技術立国、匠の国：日本 → （昔）技術的に素晴らしい製品を作れば売れるはず
→ （今）そうはなっていない。
例) iphone 等も技術だけみれば必ずしもトップではない。
→ （理由）知財戦略で負けてきた
- ・ 私の願いだけではなく、国もそう望んでいる
（例）知財コンサル等の研修も必須になってきている
- 弁理士試験とは、
そういう弁理士になる素質を持っている人を合格させる試験、
つまりクイズ王（雑学王）が合格できるのではなく、
「考えること」が真にできる人が合格できる試験になってきている

2. 必要なスキル

- (1) 知的財産権を真に理解して操る力
- (2) 知財共通言語を巧みに操る力

2. (1) 知的財産権を真に理解して操る力

特許法とは、１～２０４条の束（単なる寄せ集め）ではなく、
１～２０４条の夫々が相互に密接に結び付いた１つの有機体



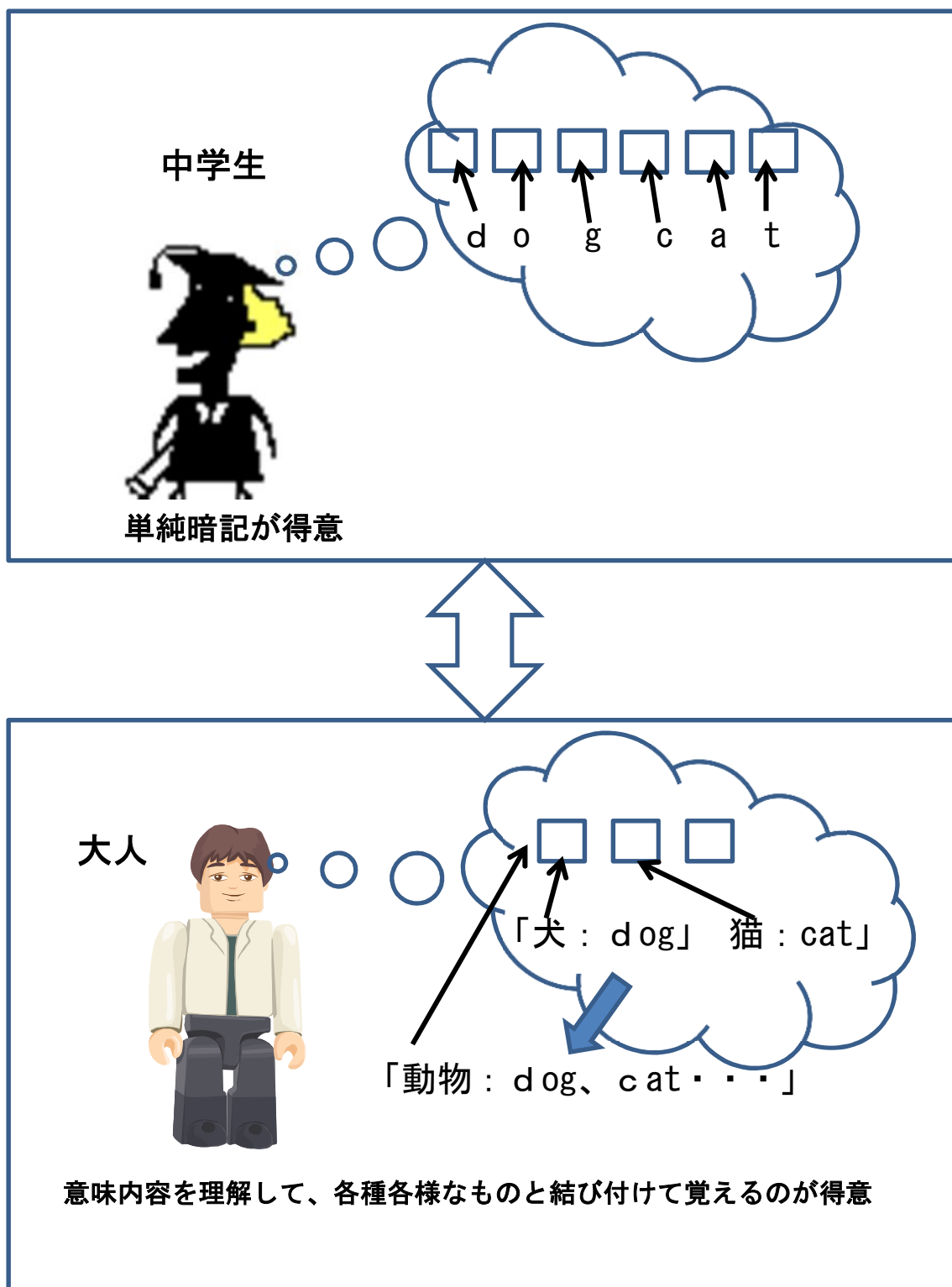
単なる各条の丸暗記ではだめ。
各条単体、及び他の条文との相互関係夫々の意味内容をしっかりと
把握したうえで、条文を理解して覚えることが必要。



ベースとなる特許等の思想をしっかりと理解することが先決。
要件等はいつでも覚えられる

★「真に理解する」

例 [d o g、c a t を覚える]



★「真に理解して操る」

【Q1】短答試験では、過去問をやっている、新作問題が出題されるので合格できない。

【短】

【A1】偽である。

【解説】

（1）新作問題とは何？

次の「本年の問題」は、「過去問」に対して新作問題と言えるのか？

「過去問」	$3 + 5 =$
「本年の問題」	$5 + 3 =$



★「算数というテーマ」のうち「足し算（論点）」の本質を理解している人（皆さん）

→ 「同一問題」又は「酷似問題」が出題されたに過ぎない

★「算数というテーマ」のうち「足し算（論点）」の本質を理解できてない人（幼稚園生）

→ 「新作問題」が出題されたら大騒ぎ！！

（結論）

テーマ毎に、問われる内容（＝論点）は限られている。

同一の論点について、シチュエーションや問い方を変化させたもの、それが新作問題の正体である。



テーマ毎に、複数（ただし限りがある）の論点の本質が身につけていけば、新作問題は何ら怖くない。 → 過去問から論点を抽出しておけばよい

論点の本質を身につけた後は、過去問や答練の問題文を解析して、テーマキーワードと解答キーワードとを素早く見つけ出すための訓練を積み、新作問題も過去問と全く同様に解くことができる。

★ミルフィーユ作戦とは



層を積み重ねていく

第3層

第2層

第1層

1層は、全体の Input と、その Output で完成

※どんなに知識(Input)があっても、その知識を操って適切な出力(Output)ができないと、合格できないし、「2. (1) 知的財産権を真に理解して操る力」も身につかない（弁理士なれたとしても使えない）。

5層ぐらいで、合格がみえてくる

※ただし、最初は Input 重視で、徐々に Output を増やしていく。

Input について

※ELEMENTS を仮に完全に input すれば、短答試験の合格点は取れる。

※しかし、全てを input（理解）するのは3層目ぐらいで O.K.

※1層目では、各テーマ毎に定義及び趣旨を理解して、
各テーマ間（新規性、進歩性）の結びつきを理解する。
そして、★★★を先ず理解する。

Output について

※テーマキーワード、解答キーワードを身につける。

★テーマキーワードと解答キーワード

(i) 「テーマキーワード」とは？

短答式試験は、法律毎の各種大テーマを問う60の大問から構成される。大問は、原則5つの小問（枝）から構成される。つまり、大問の大テーマをさらに細かく分類した5つの小テーマの夫々について、重要な論点を夫々問うのが、5つの小問（枝）である。

よって、問題文の中から、「問われているテーマ（大テーマ及び小テーマ）は何であるのか？」、即ち、「出題者は何を聞きたくてこの問題を作成したのか？」というキーワード（文章や語句）を探す必要がある。このようなキーワードを、テーマキーワードという。

(ii) 「解答キーワード」とは？

また、小問（枝）の解答が○なのか×なのかを導くために必要なキーワード（文章や語句）も、問題文の中から探し出す必要がある。このようなキーワードを、解答キーワードという。

(iii) テーマキーワード及び解答キーワードの意味

つまり、問題文は原則として全て読む必要がある。しかしながら、全ての文章や語句が同一の重要度（重み）を有しているわけではなく、重要度が夫々違っている。よって、重要度の高い「テーマキーワード」及び「解答キーワード」を早く見つけ出す力こそが、短答試験を攻略するためのアウトプット力である。

（例題その1） 公衆の閲覧に供されているマイクロフィルムは、複写物の交付が可能だとしても、特許法第29条第1項第3号の刊行物とは言えない。

（例題その1 解説）

「テーマキーワード」を下線で示し、「解答キーワード」を囲み線で示すものとする、（例題その1）は次のようになる。

公衆の閲覧に供されているマイクロフィルムは、複写物の交付が可能だとしても、特許法第29条第1項第3号の刊行物とは言えない。

つまり、「テーマキーワード」である「特許法第29条第1項第3号の刊行物」から、小テーマは「刊行物」であることを認識し、当該「刊行物」について諸々の論点（判例含む）を頭に思い浮かべる。

次に、「解答キーワード」であるマイクロフィルムから、諸々の論点の中から、「最判昭61年7月17日」の論点を頭から抽出する。

※最判昭61年7月17日とは、マイクロフィルムは、公衆がディスプレイスクリーンを使用してその内容を閲覧し、普通紙に複写してその複写物の交付を受けることができる状態になったのであれば、刊行物に該当するものと解するという判例です。

そして、この枝は「刊行物とは言えない」と言っている点で、論点と矛盾するので「×（本枝は誤り）」と解答を導き出す。

2. (2) 知的財産権を真に理解して操る力

(パターン1) と (パターン2) のどちらがO. K?

(パターン1)

このワインは、猫の小便のよ
うな香りがしております。



(パターン2)

このワインは、うちの犬のポ
チの小便のような香りがして
おります。



(パターン1)はOKであるが、(パターン2)はNGである。

理由:ワイン業界では、「猫の小便」は、ワインの香りを表わす共通言語のため

- (1) 昔、「A」という香り（必ずしも猫の小便そのものではない香り）を、「猫の小便（仏語でピピドシャ）」と呼ぼうと定義。
- (2) ワインのプロ達は、「猫の小便」と言えば、ワインを飲んでいなくても「A」という香りが頭に浮かぶように勉強。
- (3) ワインのプロ達の業界では、「A」→「猫の小便」という共通言語化が成立。
- (4) パターン1は、「猫の小便」という共通言語を話しているので、相手がワインのプロならば何の説明もせずに話が通じる。つまり、相手の頭には、「A」が思い浮かぶ。
- (5) 一方、パターン2は、共通言語を話していないので、相手がワインのプロであっても話が通じない。つまり、相手は、「うちの犬のポチの小便の香り」がどんな香りなのか想像できないし、仮に想像できたとしても話し手が思っている香りと一致しているとは限らない。



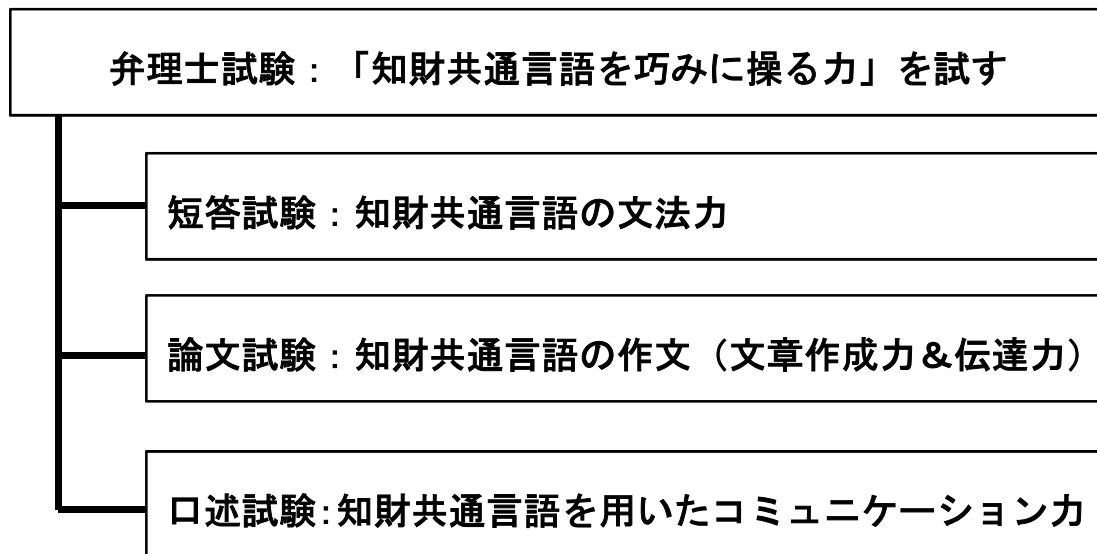
知的財産の世界にも共通言語がある

知財共通言語の具体例

例：審査基準：法上の「発明」に該当しないものの類型

(6) 発明の課題を解決するための手段は示されているものの、
その手段によっては、課題を解決することが明らかに不可能な
もの。

例：中性子吸収物質(例えば、硼素：ホウ素)を溶融点の比較的高
い物質(例えば、タングステン)で包み、これを球状とし、そ
の多数を火口底へ投入することによる火山の爆発防止方法。
(火山の爆発は、火口底においてウラン等が核分裂すること
に起因することを前提条件としている。)



以上